

必要性、実現性の低い公園については見直しを行うなど、効率的な整備を行っていきます。また、既存の公園については、適切な維持・管理や機能改善・長寿命化を図るとともに、民間の資金、技術、経験などを活かした魅力ある公園づくりとして、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用等を検討します。

（４）廃棄物処理施設の整備方針

廃棄物処理施設は、これまでの住民の反応を見る限り、積極的に誘致しようという位置付けにはない状況にあります。しかし、都市活動と環境への配慮を考えれば必要な施設であることは言うまでもありません。

一般廃棄物処理施設については、県の定めた「大分県廃棄物処理計画（H28 年）」や市町村の一般廃棄物処理基本計画に基づき、計画的な整備を進めるものであり、市町村において、検討・調整の上、都市計画決定することを基本とします。

この際、広域的な配置調整が必要となる場合を想定し、あらかじめ立地基準を設けるなどの準備を行っておく必要があります。

一方、産業廃棄物については、事業者の自らの責任において処理することが原則ですが、都市計画上の位置の妥当性についても十分に検討していきます。

4 自然緑地等保全の方針

自然緑地等の保全に当たっては、本県の県土特性や上位計画での県土形成の施策の方向、課題等を踏まえて、次のような方針を定めます。

自然緑地等の保全に当たっては、より実効性のある方法を検討する必要があります。このため、従来の関係法令に基づく土地利用規制だけでなく、都市計画の視点からも自然地として保全・再生すべき地域を定めるとともに、グリーンインフラの取組等と連携しながら、自然緑地等の保全を推進していきます。

これら保全する地域、保全策の策定に当たっては、農林漁業との調和が図れるよう十分配慮するとともに、緑地の有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の機能を効果的に発揮できるよう定めていきます。

また、都市計画区域外においても、他法令の土地利用規制状況を勘案しつつ、景観計画や歴史的風致維持向上計画などにに基づきながら、自然緑地等の保全に努めます。

（１）県土の豊かな自然と調和した自然共生型の都市環境づくり

近年、世界レベルでの地球環境問題への意識の高まりを受け、都市計画の視点からも、気候変動を考慮した自然環境の再生やグリーンインフラを活用した取組の必要性が叫ばれています。

本県は、山・海・川の豊かな自然に恵まれており、この豊かな自然に包まれる形で都市計画区域が分散的に設けられています。県土の豊かな自然を活かした自然共生型の都市環境づくりを推進し、環境先進県を目指すため、都市住民の身近な緑の保全や創出に努めま

す。市街地内の農地については、必要に応じ保全に努めるとともに、災害時の避難場所や洪水調整機能などを担う市街地の河川空間や公園についても積極的に保全します。

（２）固有の緑を生かした個性ある都市環境づくり

県内の各都市はそれぞれが豊かな歴史文化と自然環境を受け継ぎ今日に至っています。

こうした点を踏まえ、今後は、各都市のもつ固有の緑を積極的に保全・活用することにより、個性豊かな魅力ある都市環境づくりや景観の保全・形成を目指します。

なお、固有の緑の保全において、特別緑地保全地区や風致地区などの制度を積極的に活用します。

（３）地域をつなぐ緑のネットワークづくり

ライフスタイルの多様化や広域交通体系の充実などに伴い、観光に関するニーズも多様化しており、近年では都市型観光や温泉地での滞在型観光の人气が高くなっています。本県においても、県土の豊かな自然や歴史文化を享受できるような施設の整備、地域づくりが求められています。

一方、都市環境の面においても、県内の各都市は県土や地域の骨格をなす祖母・くじゅう・英彦山等の山系や丘陵地、日豊・国東・周防灘等の海岸線、大野川・玖珠川・山国川・番匠川等の河川が地域をつなぎ、各地域や都市の環境基盤を形成しています。

こうした点を踏まえ、今後は、こうした緑を積極的に保全・整備し、地域をつなぐ緑のネットワークの形成を目指します。

5 都市防災の方針

平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震などの地震災害をはじめ、近年、大規模な豪雨が頻発するなど、自然災害は激甚化しており、災害に強い都市づくりが求められています。

このような中、都市防災対策は、都市の健全な発展を進めるために必要不可欠です。災害時に住民の生命と財産が確保されるよう、強靱な県土づくりを持続的に推進するほか、国土強靱化計画等に基づきながら大規模災害に対する脆弱性を適切に評価しつつ、ハード・ソフトの両面から施策を展開し、災害に強い都市構造を構築していく必要があります。

特に、津波が懸念される沿岸部や、洪水・土砂災害が懸念される区域などについては、安全の確保が必要です。このため、土地利用計画、都市防災事業、都市施設の整備などを促進することにより、安全な都市環境の整備、事前復興の備えや避難体系の確立、市街地の不燃化などを推進します。

また、市街地開発や産業用地の新規開発の際の地盤改良等宅地災害の防止等に努めます。